

行政の焦点



当署では、一昨年秋から不況以降、昨年3月まで、派遣労働者など多くの相談者で溢れる状態でしたが、その後も相談件数は高水準で推移しています。

相談件数は、一昨年4月から9月までの上半期で、4、805件でした。が、昨年4月から9月までは、8、959件と倍増に近い状況で推移しています。

さらに、具体的に違反に係る監督指導を求めてきた「申告」の受付件数も倍増とまでいかなくては、対前年比で大幅な増加で推移しています。

厳格な時間管理で長時間の抑制を

現在では、それだけ労働者の方が、労働条件に関する不満や関心が強く

なってきたと考えられます。

ここで、相談・申告の中での監督指導した事例を一つ挙げます。

このことは労働時間の色々な問題に繋がります。

しかし、本人らが少しでもお金が欲しいと残業や休日出勤を強く求めてきました。残業単価は本人くよせられており、仕事量は大きく減少していますが、人員を大幅に削減し過ぎたためか、残業手当を抑える中で、

より長時間の残業を行っている企業もあり、非常に憂慮すべき問題と考えます。

結果は、違反として、小規模の企業としては巨額な金額の支払いを指導しましたが、経営の方から「仕事も少なくなりました」とのことでした。

法定割増金額を支払うことなどが前提とされてないから、長時間となつても問題意識を持たない。

この発端は、多数の外国人の方が当署へ来られ、「長時間働かされたいが、法律に基づいた残業手当・休日出勤手当がもらえない」というも

うに、だらだら仕事をして、結果長時間に及んだのはむしろ事業主の責任であり、法定の残業手当を支払うという前提に立つて時間管理するべきでした」と説明したところ、事業主が「そのとおりで言い訳にはここにあります。